

議案第 1 号

瑞穂町地域農政推進協議会条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

地域特性に応じた農業の振興及び農業経営基盤の強化の施策について、必要な事項を調査し、及び審議するため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町地域農政推進協議会条例

（設置）

第 1 条 瑞穂町の地域特性に応じた農業の振興及び効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化の施策について、必要な事項を調査し、及び審議するため、瑞穂町地域農政推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- （１）瑞穂町農業振興計画に関すること。
- （２）農業経営改善計画の審査に関すること。
- （３）青年等就農計画の審査に関すること。

- (4) 農業の担い手の確保・育成支援に関すること。
- (5) 農業の担い手への農地利用の集積に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域農業の推進に関して町長が必要と認める事項

2 協議会は、前項の諮問に対する答申のほか、同項各号に掲げる事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 瑞穂町農業委員会の委員 2人以内
- (3) 瑞穂町の区域内（以下「町内」という。）で事業を行う農業関係団体の代表者 4人以内
- (4) 町内に住所を有する認定農業者 2人以内
- (5) 公募による住民 1人
- (6) 西多摩農業協同組合の職員 2人以内
- (7) 東京都西多摩農業改良普及センターの職員 1人
- (8) 東京都農業会議の職員 1人
- (9) 東京都農業振興事務所の職員 1人

(指導員)

第4条 協議会は、第2条第2号及び第3号に規定する所掌事項に関する事務の円滑な推進を図るため、指導員を置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 職名をもって委嘱された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第9条 協議会に必要な応じて分科会を置き、分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委員の報酬及びその支給方法)

第11条 委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この条例の公布の日以後最初に招集する協議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

地域公共交通会議会長	日額 9,000円
同 委員	日額 8,000円
同 委員(学識経験者)	日額 14,000円

」を

「

地域公共交通会議会長	日額 9,000円
同 委員	日額 8,000円
同 委員(学識経験者)	日額 14,000円
地域農政推進協議会会長	日額 5,000円
同 委員	日額 4,000円

」

に改める。